

○総務省告示第二百二十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和二年七月三十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後

変更前

第2 周波数割当表
[1～7 略]

第2 周波数割当表
[1～7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz～10000MHz

第2表 27.5MHz～10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
2400～2450 J37 J82	移動	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表8～5に、移動体識別用への割当ては別表9～10による。
	無線標準	公共業務用 小電力業務用	一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6～2による。
	アマチュア	アマチュア業務用	
2450～2483.5 J37	移動	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表8～5に、移動体識別用への割当ては別表9～10による。
			一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
2400～2450 J37 J82	移動	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表8～5に、移動体識別用への割当ては別表9～10による。
	無線標準	公共業務用	一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6～2による。
	アマチュア	アマチュア業務用	
2450～2483.5 J37	移動	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表8～5に、移動体識別用への割当ては別表9～10による。
			一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6

	無線標定	公共業務用 小電力業務用	一2による。 小電力業務用での使用は小電 力データ通信システム用と し、割当ては別表8-5によ る。
[第3表 略]	[略]	[略]	[略]
<p>[第3表 略]</p> <p>[国内周波数分配の脚注 略]</p> <p>[別表1～別表11-3 略]</p> <p>[国際周波数分配の脚注 略]</p>	<p>[第3表 同左]</p> <p>[国内周波数分配の脚注 同左]</p> <p>[別表1～別表11-3 同左]</p> <p>[国際周波数分配の脚注 同左]</p>		
備考 表中の「」の記載は注記による。			